三朝町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

三朝町長

三朝町条例第9号

三朝町税条例等の一部を改正する条例

(三朝町税条例の一部改正)

第1条 三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項 等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下こ の条において「移動後項等」という。) が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、 移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除 項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条 において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の 表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前

(寄附金税額控除)

第314条の7第1項第1号及び第2号並びに第 3項及び第4項に規定する寄附金を支出した 場合には、同条第1項に規定するところにより 控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条 第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出 した場合にあっては、当該控除すべき金額に特 例控除額を加算した金額。以下この項において 「控除額」という。)をその者の第34条の3及

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法 第314条の7第1項第1号及び第2号並びに第 3項及び第4項に規定する寄附金を支出した 場合においては、同項に規定するところにより 控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項 第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっ ては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算 した金額。以下この項において「控除額」とい う。)をその者の第34条の3及び前条の規定を び前条の規定を適用した場合の所得割の額か ら控除するものとする。この場合において、当 該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当 該控除額は、当該所得割の額に相当する金額と する

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項 (法附則第5条の6第2項の規定により読み 替えて適用される場合を含む。) に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

附則

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度ま | 第7条の3の2 平成22年度から平成43年度ま での各年度分の個人の町民税に限り、所得割の 納税義務者が前年分の所得税につき租税特別 措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適 用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18 年まで又は平成21年から平成33年までの各年 である場合に限る。) において、前条第1項の 規定の適用を受けないときは、法附則第5条の 4の2第5項(同条第7項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。) に規定するとこ ろにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34条の3及び第34条の6の規定を適用した場 合の所得割の額から控除する。

適用した場合の所得割の額から控除するもの とする。この場合において、当該控除額が当該 所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当 該所得割の額に相当する金額とする

(法附則第5条の6第2項の規定により読み 替えて適用される場合を含む。) に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

附則

- での各年度分の個人の町民税に限り、所得割の 納税義務者が前年分の所得税につき租税特別 措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適 用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18 年まで又は平成21年から平成33年までの各年 である場合に限る。) において、前条第1項の 規定の適用を受けないときは、法附則第5条の 4の2第6項(同条第9項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。) に規定するとこ ろにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34条の3及び第34条の6の規定を適用した場 合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用す る。_
 - (1) 前項の規定の適用を受けようとする年 度分の第36条の2第1項の規定による申告 書(その提出期限後において町民税の納税通 知書が送達されるときまでに提出されたも の及びその時までに提出された第36条の3 第1項の確定申告書を含む。) に租税特別措 置法第41条第1項に規定する住宅借入金等 特別税額控除額の控除に関する事項の記載 がある場合(これらの申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると 町長が認める場合を含む。)
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の 適用を受けようとする年度の初日の属する 年の1月1日現在において法第317条の6第

2 前項の規定の適用がある場合における第34 3 第1項の規定の適用がある場合における第 条の8及び第34条の9第1項の規定の適用に ついては、第34条の8中「前2条」とあるのは 「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」 と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは 「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」と する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける 町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の 7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合 に該当する場合又は第34条の3第2項に規定 する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課 税山林所得金額を有しない場合であって、当該 納税義務者の前年中の所得について、附則第16 条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第 17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第 1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第 1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7 第2項に規定する特例控除額は、同項の規定に かかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則 第5条の6第2項の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) に定めるところにより 計算した金額とする。

(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の 特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特 例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄 附者」という。)は、当分の間、第34条の7第 1項及び第2項の規定により控除すべき金額 の控除を受けようとする場合には、第36条の2 第4項の規定による申告書の提出(第36条の3 の規定により当該申告書が提出されたものと みなされる所得税法第2条第1項第37号に規

1項の規定によって給与支払報告書を提出 する義務がある者から給与の支払を受けて いる者であって、前年中において給与所得以 外の所得を有しなかったものが、前年分の所 得税につき租税特別措置法第41条の2の2 の規定の適用を受けている場合

34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用 については、第34条の8中「前2条」とあるの は「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」 と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは 「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」と する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける 町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の 7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合 に該当する場合又は第34条の3第2項に規定 する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課 税山林所得金額を有しない場合であって、当該 納税義務者の前年中の所得について、附則第16 条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第 17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第 1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第 1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7 第2項に規定する特例控除額は、同項の規定に かかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則 第5条の6第2項の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) に定めるところにより 計算した金額とする。

(個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特 例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特 例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄 附者」という。)は、当分の間、第34条の7第 1項及び第2項の規定によって控除すべき金 額の控除を受けようとする場合には、第36条の 2第4項の規定による申告書の提出(第36条の 3の規定により当該申告書が提出されたもの とみなされる所得税法第2条第1項第37号に 定する確定申告書の提出を含む。) に代えて、 法第314条の7第2項に規定する特例控除対象 寄附金(以下この項及び次条において「特例控 除対象寄附金」という。)を支出する際、法附 則第7条第8項から第10項までに規定すると ころにより、特例控除対象寄附金を受領する都 道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長 (次項及び第3項において「都道府県知事等」 という。) に対し、同条第8項に規定する申告 特例通知書(以下この条において「申告特例通 知書」という。) を送付することを求めること ができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の 求め(以下この条において「申告特例の求め」 という。)を行った申告特例対象寄附者は、当 該申告特例の求めを行った日から賦課期日ま での間に法附則第7条第10項第1号に掲げる 事項に変更があったときは、同条第9項に規定 する申告特例対象年(次項において「申告特例 対象年」という。)の翌年の1月10日までに、 当該申告特例の求めを行った都道府県知事等 に対し、施行規則で定めるところにより、当該 変更があった事項その他施行規則で定める事 項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、 申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附 則第7条第10項の規定により申請書に記載さ れた当該申告特例の求めを行った者の住所(同 条第11項の規定により住所の変更の届出があ ったときは、当該変更後の住所) の所在地の市 町村長に対し、施行規則で定めるところによ り、申告特例通知書を送付しなければならな V

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前|第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前 年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当 該納税義務者について前条第3項の規定によ る申告特例通知書の送付があった場合(法附則 第7条第13項の規定によりなかったものとみ なされる場合を除く。)には、法附則第7条の 2第4項に規定するところにより控除すべき

規定する確定申告書の提出を含む。) に代えて、 法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金 (以下この項及び次条において「地方団体に対 する寄附金」という。)を支出する際、法附則 第7条第8項から第10項までに規定するとこ ろにより、地方団体に対する寄附金を受領する 地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申 告特例通知書(以下この条において「申告特例 通知書」という。) を送付することを求めるこ とができる。

- 求め(以下この条において「申告特例の求め」 という。)を行った申告特例対象寄附者は、当 該申告特例の求めを行った日から賦課期日ま での間に法附則第7条第10項第1号に掲げる 事項に変更があったときは、同条第9項に規定 する申告特例対象年(次項において「申告特例 対象年」という。)の翌年の1月10日までに、 当該申告特例の求めを行った地方団体の長に 対し、施行規則で定めるところにより、当該変 更があった事項その他施行規則で定める事項 を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申 告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則 第7条第10項の規定により申請書に記載され た当該申告特例の求めを行った者の住所(同条 第11項の規定により住所の変更の届出があっ たときは、当該変更後の住所) の所在地の市町 村長に対し、施行規則で定めるところにより、 申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

年中に地方団体に対する寄附金を支出し、か つ、当該納税義務者について前条第3項の規定 による申告特例通知書の送付があった場合(法 附則第7条第13項の規定によりなかったもの とみなされる場合を除く。) においては、法附 則第7条の2第4項に規定するところにより 額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適 用した場合の所得割の額から控除するものと する。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の2 略

$2 \sim 4$ 略

- 5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住 宅について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に当該耐震改修に要した費 用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が 令附則第12条第19項に規定する基準を満たす ことを証する書類を添付して町長に提出しな ければならない。
- 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専 有部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安全 改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長 に提出しなければならない。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当 する者の住所、氏名及び当該者が同項各号の いずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに 令附則第12条第24項に規定する補助金等、居 宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に 控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項 の規定を適用した場合の所得割の額から控除 するものとする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の2 略

$2 \sim 4$ 略

- | 5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住 宅について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に当該耐震改修に要した費 用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が 令附則第12条第17項に規定する基準を満たす ことを証する書類を添付して町長に提出しな ければならない。
- 6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専 有部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安全 改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長 に提出しなければならない。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 今附則第12条第21項に掲げる者に該当 する者の住所、氏名及び当該者が同項各号の いずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに 令附則第12条第22項に規定する補助金等、居 宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に 提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び 令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

8 略

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特 定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定 する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者 は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失 防止改修工事が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して 町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び 令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家 屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条第13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の 写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第7条又は附則第3 条第1項の規定による報告の写し及び当該耐 震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定 する基準を満たすことを証する書類を添付し て町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

11 略

(軽自動車税の税率の特例)

送車両法第60条第1項後段の規定による車両 番号の指定(次項から第4項までにおいて「初 回車両番号指定」という。) を受けた法附則第 30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に 対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82 提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び 令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

8 略

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特 定勢損失防止改修住宅又は同条第5項に規定 する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者 は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失 防止改修工事が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して 町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び 令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条第13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の 写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第7条又は附則第3 条第1項の規定による報告の写し及び当該耐 震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定 する基準を満たすことを証する書類を添付し て町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

11 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運|第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以 上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて 道路運送車両法第60条第1項後段の規定によ る車両番号の指定(以下この条において「初回 車両番号指定」という。) を受けた月から起算 して14年を経過した月の属する年度以後の年 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成28年 4月1日から平成29年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関 の燃料として用いるものに限る。以下この条 (第5項を除く。)において同じ。)に対する 第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には、 平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を 受けるものを除く。)に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成28年4月 1日から平成29年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の 軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29年 4月1日から平成30年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成30年度 分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30 年4月1日から平成31年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成31年 度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

げる三輪以上の軽自動車 (ガソリンを内燃機関 の燃料として用いるものに限る。以下この項及 び次項において同じ。) に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が平成29年4 月1日から平成30年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成30年度分 の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年 4月1日から平成31年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成31年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29年 4月1日から平成30年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成30年度 分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30 年4月1日から平成31年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成31年 度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29年 4月1日から平成30年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成30年度 分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30 年4月1日から平成31年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成31年 度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車 (前項の規定の適用を 受けるものを除く。) に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には平成30年度分の 軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4 月1日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成31年度分 の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関|第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関 し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自 動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次 項において同じ。) に基づき当該判断をするも のとする。

 $2 \sim 4$ 略

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車 (前項の規定の適用を 受けるものを除く。) に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には平成30年度分の 軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4 月1日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成31年度分 の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自 動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次 項において同じ。) に基づき当該判断をするも のとする。

 $2 \sim 4$ 略

第2条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において 「移動条項等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、 項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等 を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条 項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等 が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加え る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下 この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、 項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在す

る場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない 場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(町民税の申告)	(町民税の申告)
第36条の2 略	第36条の2 略
2~6 略	2~6 略
7 第1項又は第5項の場合において、前年にお	
いて支払を受けた給与で所得税法第190条の規	
定の適用を受けたものを有する者で町内に住	
所を有するものが、第1項の申告書を提出する	
ときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事	
項のうち施行規則で定めるものについては、施	
<u>行規則で定める記載によることができる。</u>	
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略
9 略	8 略
<u>10</u> 略	9 略
(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等	(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申
To the state of	

申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定 により同項に規定する申告書を提出しなけれ ばならない者(以下この条において「給与所得 者」という。) で町内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規 定する給与等の支払者(以下この条において 「給与支払者」という。) から毎年最初に給与 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に 提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該 当する場合には、その旨

<u>(4)</u> 略

 $2\sim5$ 略

告書)

により同項に規定する申告書を提出しなけれ ばならない者(以下この条において「給与所得 者」という。)で町内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給 与等の支払者(以下この条において「給与支払 者」という。)から毎年最初に給与の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるところ により、次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該給与支払者を経由して、町長に提出しなけ ればならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

2~5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養

親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しな ければならない者又は法の施行地において同 項に規定する公的年金等(所得税法第203条の 7の規定の適用を受けるものを除く。以下この 項において「公的年金等」という。) の支払を 受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親 族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養 者である者(以下この条において「公的年金等 受給者」という。) で町内に住所を有するもの は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税 法第203条の6第1項に規定する公的年金等の 支払者(以下この条において「公的年金等支払 者」という。) から毎年最初に公的年金等の支 払を受ける日の前日までに、施行規則で定める ところにより、次に掲げる事項を記載した申告 書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長 に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養 者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定に 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定に よる申告書を公的年金等支払者を経由して提 出する場合において、当該申告書に記載すべき 事項がその年の前年において当該公的年金等 支払者を経由して提出した前項又は法第317条 の3の3第1項の規定による申告書に記載し た事項と異動がないときは、公的年金等受給者 は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条 の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受 けている場合に限り、施行規則で定めるところ により、前項又は法第317条の3の3第1項の 規定により記載すべき事項に代えて当該異動 がない旨を記載した前項又は法第317条の3の 3第1項の規定による申告書を提出すること ができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申 告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払 者が所得税法第203条の6第6項に規定する納

親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しな ければならない者(以下この条において「公的 年金等受給者」という。) で町内に住所を有す るものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 同項の公的年金等の支払者(以下この条におい て「公的年金等支払者」という。) から毎年最 初に同項に規定する公的年金等の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定めるところに より、次に掲げる事項を記載した申告書を、当 該公的年金等支払者を経由して、町長に提出し なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

よる申告書を公的年金等支払者を経由して提 出する場合において、当該申告書に記載すべき 事項がその年の前年において当該公的年金等 支払者を経由して提出した前項又は法第317条 の3の3第1項の規定による申告書に記載し た事項と異動がないときは、公的年金等受給者 は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条 の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受 けている場合に限り、施行規則で定めるところ により、前項又は法第317条の3の3第1項の 規定により記載すべき事項に代えて当該異動 がない旨を記載した前項又は法第317条の3の 3第1項の規定による申告書を提出すること ができる。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申 告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払 者が所得税法第203条の5第5項に規定する納 税地の所轄税務署長の承認を受けている場合 には、施行規則で定めるところにより、当該申 告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に 対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方 法により提供することができる。

5 略

(町民税に係る不申告に関する過料)

第1項、第2項若しくは第3項の規定により提 出すべき申告書を正当な理由がなくて提出し なかった場合又は同条第9項若しくは第10項 の規定により申告すべき事項について正当な 理由がなくて申告をしなかった場合には、その 者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

附則

(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4 項において準用する場合を含む。) に掲げる三 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下 この条において同じ。) に対しては、当該三輪 以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日か ら平成32年9月30日までの間(附則第15条の6 第3項において「特定期間」という。) に行わ れたときに限り、第80条第1項の規定にかかわ らず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2 鳥取県知事は、当分の間、前項の規定により 行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関 し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同 条第2項において準用する場合を含む。) 又は 税地の所轄税務署長の承認を受けている場合 には、施行規則で定めるところにより、当該申 告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に 対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方 法により提供することができる。

5 略

(町民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2 第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2 第1項、第2項若しくは第3項の規定によって 提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出 しなかった場合又は同条第7項若しくは第8 項の規定によって申告すべき事項について正 当な理由がなくて申告をしなかった場合にお いては、その者に対し、10万円以下の過料を科 する。

2及び3 略

附則

(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 略

法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 鳥取県知事は、当分の間、第1項の規定によ り賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割に つき、その納付すべき額について不足額がある ことを附則第15条の4の規定により読み替え られた第81条の6第1項の納期限(納期限の延 長があった時は、その延長された納期限)後に おいて知った場合において、当該事実が生じた 原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者 が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に 当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供 した者の偽りその他不正の手段を含む。) によ り国土交通大臣の認定等を受けたことを事由 として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認 定等を取り消したことによるものであるとき は、当該申請をした者又はその一般承継人を当 該不足額に係る三輪以上の軽自動車について 法附則第29条の11の規定によりその例による こととされた法第161条第1項に規定する申告 書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取 得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関 する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の 不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計 算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

- 2 略
- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用 のものに対する第81条の4(第2号に係る部分 に限る。)及び前項の規定の適用については、 当該軽自動車の取得が特定期間に行われたと きに限り、これらの規定中「100分の2」とあ るのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以 第16条 法附則第30条に規定する三輪以上の軽 上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号 指定」という。) を受けた月から起算して14年 を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成31年 4月1日から平成32年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成32年度 分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車 が平成32年4月1日から平成33年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には 平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲 げる法第446条第1項第3号に規定するガソリ ン軽自動車(以下この項及び次項において「ガ ソリン軽自動車」という。) のうち三輪以上の ものに対する第82条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日か ら平成32年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動 車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には平 (軽自動車税の種別割の税率の特例)

自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444 条第3項に規定する車両番号の指定を受けた 月から起算して14年を経過した月の属する年 度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る 第88条の規定の適用については、当分の間、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

略

成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に 対する第82条の規定の適用については、当該ガ ソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成 32年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32 年4月1日から平成33年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成33年 度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課 | 第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関 徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける三輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定 等をいう。次項において同じ。) に基づき当該 判断をするものとする。
- について不足額があることを第83条第2項の 納期限(納期限の延長があったときは、その延

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自 動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次 項において同じ。) に基づき当該判断をするも のとする。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額 2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について 不足額があることを第83条第2項の納期限(納 期限の延長があったときは、その延長された納

長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額は、同項の不足 額に、これに100分の10の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。 期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、こ れに100分の10の割合を乗じて計算した金額を 加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第
 19条の規定の適用については、同条中「納期限
 の延長があったときは、その延長された納期
 限」とあるのは、「附則第16条の2第2項の規
 定の適用がないものとした場合の当該三輪以
 上の軽自動車の所有者についての軽自動車税
 の納期限とし、当該納期限の延長があったとき
 は、その延長された納期限」とする。

は、第53条の2の規定により課する所得割(以

下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。)

第3条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

は、第53条の2の規定により課する所得割(以

下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。)

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該 改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
(個人の町民税の非課税の範囲)	(個人の町民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対
してけ 町民税 (第2号に該当する者にあって	しては 町民税 (第2号に該当する者にあって

を課さない。ただし、法の施行地に住所を有し ない者については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身 児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金 額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 略

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以|第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以 上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第5項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14年 を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

$2 \sim 4$ 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用 のものに対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成 34年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1 日から平成35年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽 自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項 から第5項までの規定の適用を受ける三輪以 を課さない。ただし、法の施行地に住所を有し ない者については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これ らの者の前年の合計所得金額が125万円を超 える場合を除く。)
- 2 略

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14年 を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

 $2 \sim 4$ 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課 | 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける三輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

(三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 三朝町税条例等の一部を改正する条例(平成28年三朝町条例第16号)の一部を次のように改正する。

三朝町税条例等の一部を改正する条例第2条の規定中三朝町税条例附則第15条の6の改正規定を次のように改める。

	改正後	
<u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> 第15条の 6 営業用の三輪以上の軽自動車に対		
	1 の規定の適用に	
の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に		
掲げる字句とする。		
第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2
2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87		
条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の		
適用については、当分の間、同号中「100分の		
3」とあるのか	は、「100分の2」	とする。

(三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 三朝町税条例等の一部を改正する条例(平成29年三朝町条例第2号)の一部を次のように改正する。

三朝町税条例等の一部を改正する条例第4条の規定中三朝町税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条に規定する三輪以上の軽 第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運 自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444 条第3項に規定する車両番号の指定を受けた 月から起算して14年を経過した月の属する年 度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る 第88条の規定の適用については、当分の間、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

送車両法第60条第1項後段の規定による車両 番号の指定(次項から第4項までにおいて「初 回車両番号指定」という。) を受けた法附則第 30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に 対する平成31年度分の軽自動車税に係る第88 条の規定の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8, 200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29年 4月1日から平成30年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成30年度 分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30 年4月1日から平成31年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成31年 度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関 の燃料として用いるものに限る。以下この項及 び次項において同じ。) に対する第82条の規定 の適用については、当該軽自動車が平成29年4 月1日から平成30年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成30年度分 の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年

4月1日から平成31年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成31年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を 受けるものを除く。)に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には平成30年度分の 軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4 月1日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成31年度分 の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 三朝町税条例等の一部を改正する条例(平成30年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

三朝町税条例等の一部を改正する条例第1条の規定中三朝町税条例第48条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(法人の町民税の申告納付)	(法人の町民税の申告納付)
第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、	第48条 町民税を申告納付する義務がある法人 は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、

第19項、第22項及び第23項の規定による申告書 (第10項、第11項及び第13項において「納税申 告書」という。)を、同条第1項、第2項、第 4項、第19項及び第23項の申告納付にあっては それぞれこれらの規定による納期限までに、同 条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長 に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1項後段及び第3項の規定により提出があっ たものとみなされる申告書に係る税金を施行 規則第22号の4様式による納付書により納付 しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく は事業所を有する法人(以下この条において 「内国法人」という。)が、租税特別措置法第 66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第 4項及び第10項の規定の適用を受ける場合に は、法第321条の8第24項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前 項の規定により申告納付すべき法人税割額か ら控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3 第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項 及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法 第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規 定するところにより、控除すべき額を第1項の 規定により申告納付すべき法人税割額から控 除する。
- 課された場合には、法第321条の8第26項及び 令第48条の13に規定するところにより、控除す べき額を第1項の規定により申告納付すべき 法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同 条第21項の規定による申告書を含む。以下この 項において同じ。) に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第 4項又は第19項の納期限(納期限の延長があっ たときは、その延長された納期限とする。第7 項第1号において同じ。) の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パ ーセント(申告書を提出した日(同条第23項の

第19項、第22項及び第23項の規定による申告書 を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び 第23項の申告納付にあってはそれぞれこれら の規定による納期限までに、同条第22項の申告 納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びそ の申告に係る税金又は同条第1項後段及び第 3項の規定により提出があったものとみなさ れる申告書に係る税金を施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければなら ない。

- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若 しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外 国の法人税等を課された場合には、法第321条 の8第24項及び令第48条の13に規定するとこ ろにより、控除すべき額を前項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。
 - 条第21項の規定による申告書を含む。以下この 項において同じ。) に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第 4項又は第19項の納期限(納期限の延長があっ たときは、その延長された納期限とする。第5 項第1号において同じ。) の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パ ーセント(申告書を提出した日(同条第23項の

規定の適用がある場合において、当該申告書が その提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額 に相当する延滞金を加算して施行規則第22号 の4様式による納付書により納付しなければ ならない。

6 略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22 項に規定する申告書(以下この項において「修 正申告書」という。) の提出があったとき(当 該修正申告書に係る町民税について同条第1 項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告 書(以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(こ れに類するものを含む。以下この項において 「減額更正」という。) があった後に、当該修 正申告書が提出されたときに限る。) は、当該 修正申告書の提出により納付すべき税額(当該 当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する 税額を含む。) に達するまでの部分に相当する 税額に限る。) については、前項の規定にかか わらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行 為により町民税を免れた法人が法第321条の11 第1項又は第3項の規定による更正があるべ きことを予知して提出した修正申告書に係る 町民税又は令第48条の16の2第3項に規定す る町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控 除する。

(1)及び(2) 略

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連

規定の適用がある場合において、当該申告書が その提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額 に相当する延滞金を加算して施行規則第22号 の4様式による納付書により納付しなければ ならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22 項に規定する申告書(以下この項において「修 正申告書」という。) の提出があったとき(当 該修正申告書に係る町民税について同条第1 項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告 書(以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提 出により納付すべき税額を減少させる更正(こ れに類するものを含む。以下この項において 「減額更正」という。)があった後に、当該修 正申告書が提出されたときに限る。) は、当該 修正申告書の提出により納付すべき税額(当該 当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する 税額を含む。) に達するまでの部分に相当する 税額に限る。) については、前項の規定にかか わらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行 為により町民税を免れた法人が法第321条の11 第1項又は第3項の規定による更正があるべ きことを予知して提出した修正申告書に係る 町民税又は令第48条の16の2第3項に規定す る町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控 除する。

(1)及び(2) 略

6 略

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連

結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連 結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4 項において同じ。) (連結申告法人(同法第2 条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52 条第4項において同じ。) に限る。) について は、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る 当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の 8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下 この項及び第52条第4項において同じ。)の課 税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に 該当する期間に限る。第52条第4項において同 じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰 属法人税額を課税標準として算定した法人税 割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に ついては、当該連結法人税額について法人税法 第81条の24第1項の規定の適用がないものと みなして、第18条の2の規定を適用することが できる。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、 申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使 用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に 備えられたファイルへの記録がされた時に同 項に規定する町長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、 災害その他の理由により地方税関係手続用電

結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連 結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2 項において同じ。) (連結申告法人(同法第2 条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52 条第2項において同じ。) に限る。) について は、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る 当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の 8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下 この項及び第52条第2項において同じ。)の課 税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に 該当する期間に限る。第52条第2項において同 じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰 属法人税額を課税標準として算定した法人税 割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に ついては、当該連結法人税額について法人税法 第81条の24第1項の規定の適用がないものと みなして、第18条の2の規定を適用することが できる。

子情報処理組織を使用することが困難である と認められる場合で、かつ、同項の規定を適用 しないで納税申告書を提出することができる と認められる場合において、同項の規定を適用 しないで納税申告書を提出することについて 町長の承認を受けたときは、当該町長が指定す る期間内に行う同項の申告については、前3項 の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第 2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄 税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該 税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却 下の処分を受けていない旨を記載した施行規 則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前 日までに、又は納税申告書に添付して当該提出 期限までに、町長に提出した場合における当該 税務署長が指定する期間内に行う第10項の申 告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人 は、同項前段の規定の適用を受けることが必要 となった事情、同項前段の規定による指定を受 けようとする期間その他施行規則で定める事 項を記載した申請書に施行規則で定める書類 を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで に、これを町長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人 は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を 受けることをやめようとするときは、その旨そ の他施行規則で定める事項を記載した届出書 を町長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国 法人につき、法第321条の8第51項の処分又は 前項の届出書の提出があつたときは、これらの 処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後 の第13項前段の期間内に行う第10項の申告に ついては、第13項前段の規定は適用しない。た だし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前 段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国 法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税 法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81 条の24の3第2項において準用する場合を含 む。)の処分があったときは、これらの届出書

の提出又は処分があった日の翌日以後の第13 項後段の期間内に行う第十項の申告について は、第13項後段の規定は適用しない。ただし、 当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書 類を提出したときは、この限りでない。

第7条 三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該 改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行	第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 第1条中三朝町税条例第23条第1項及 び第3項並びに第48条第1項の改正規定並 びに同条に8項を加える改正規定並びに次 条第4項の規定 平成32年4月1日

 $(5)\sim(8)$ 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 略

2及び3 略

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48 条第10項から第17項までの規定は、前条第4号 に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業 年度分の法人の町民税及び同日以後に開始す る連結事業年度分の法人の町民税について適 用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町 民税及び同日前に開始した連結事業年度分の 法人の町民税については、なお従前の例によ る。

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 第1条中三朝町税条例第23条第1項及 び第3項並びに第48条第1項の改正規定並 びに同条に3項を加える改正規定並びに次 条第4項の規定 平成32年4月1日

 $(5)\sim(8)$ 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 略

2及び3 略

条第10項から第12項までの規定は、前条第4号 に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業 年度分の法人の町民税及び同日以後に開始す る連結事業年度分の法人の町民税について適 用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町 民税及び同日前に開始した連結事業年度分の 法人の町民税については、なお従前の例によ る。

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号 に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中三朝町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
 - (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
 - (3) 第2条中三朝町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
 - (4) 第3条中三朝町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
 - (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日 (町民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町 民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄
	附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号
	に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したもの
	に限る。)
送付	送付又は三朝町税条例等の一部を改正する条例(平成
	31年三朝町条例第9号)附則第2条第4項の規定によ
	りなお従前の例によることとされる同条例第1条の規
	定による改正前の三朝町税条例附則第9条第3項の規
	定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
	特例控除対象寄附金

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第1号に 掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以 下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226 号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義 務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に 掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例(次項及び第3項において「32年新条例」という。)第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告

- 書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合 については、なお従前の例による。
- 2 32年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に 掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき三朝町税条例第36条の2第1項に規定する給与に ついて提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告について適用する。
- 3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受ける者を除く。)について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について 適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例 (以下「31年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲 げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能 割にて適用する。
- 2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、 なお従前の例による。